

日時:令和5年11月20日(月)

場所:うるま市保健相談センター

沖縄県後期高齢者医療広域連合 主管課長及び担当者会議

事業課資料

保険給付2グループ

1. 口座変更届に係る申請簿の提供について
2. その他・質疑応答

口座変更届に係る申請簿の提供について

1. 状況 〈【別紙1】参照〉

現在、各市町村で窓口受付した各種療養費の申請書について、当広域連合から送信している申請簿及び確認簿にて照合を毎月行っていたところですが、口座変更届につきましては、これまで所定の申請簿等はありませんでした。

このたび、当広域連合のベンダーである沖縄日立ネットワークシステムズ(株)協力のもと、口座変更届につきましても「一覧表」をご提供できるようになりました。

2. 提供時期

口座変更届に係る一覧表のご提供は、令和6年1月からになります。

3. 提供理由 〈【別紙2】参照〉

今年度、一部市町村にて事務処理誤り（誤振込）が発覚したことを受け、入力当時（令和2年度）の申請書類を確認したところ、該当者の申請書自体が当広域連合に届いておらず、該当者の抜け漏れを確認できなかったため。

4. 市町村へのお願い

各市町村におかれましては、各種療養費と同様の手順で、口座変更届と一覧表の照合作業をよろしくお願いいたします。

被保険者番号	被保険者氏名	口座開始日	金融機関名		金融機関支店名		預金種別	口座番号	口座名義人氏名（カナ）	相続人	備考
00000000	〇〇〇 〇	20230901	9375	沖縄県農業協同組合	179	金武支店	1	0000000	〇〇〇〇 〇〇		
00000000	〇〇 〇〇	20230904	0188	沖縄銀行	316	与勝支店	1	0000000	〇〇〇〇 〇〇〇	1	広域更新
00000000	〇〇 〇〇	20230907	9375	沖縄県農業協同組合	179	金武支店	1	0000000	〇〇〇〇 〇〇		
00000000	〇〇 〇〇	20230908	9375	沖縄県農業協同組合	179	金武支店	1	0000000	〇〇〇〇 〇〇〇		〇〇市更新
00000000	〇〇 〇〇	20230911	9375	沖縄県農業協同組合	179	金武支店	1	0000000	〇〇〇〇 〇〇		
00000000	〇〇 〇〇〇	20230911	9900	ゆうちょ銀行	028	〇二八	1	0000000	〇〇〇〇 〇〇〇		
00000000	〇〇 〇〇〇	20230913	0188	沖縄銀行	401	金武支店	1	0000000	〇〇〇〇 〇〇		
00000000	〇〇 〇〇	20230919	0187	琉球銀行	501	石川支店	1	0000000	〇〇〇〇 〇〇〇		
00000000	〇〇 〇〇	20230919	0187	琉球銀行	501	石川支店	1	0000000	〇〇〇〇 〇〇		
00000000	〇〇 〇	20230919	0187	琉球銀行	509	金武支店	1	0000000	〇〇〇〇 〇〇〇		

事 務 連 絡

令和 5 年 1 0 月 1 1 日

各市町村

後期高齢者給付担当者 様

沖縄県後期高齢者医療広域連合

事業課 保険給付 2 グループ

高額療養費支給に係る事務処理誤りについて（報告）

平素より、後期高齢者医療制度へのご理解とご協力ありがとうございます。

さて、みだしの件につきまして、管内自治体にて誤振込みがありましたのでご報告します。つきましては、下記事項を確認の上、ご対応方お願いします。

記

1 事案

- ・A氏から当該自治体へ、「高額療養費の支給決定通知の振込名義人が他人である。」という連絡があり誤振込みが発覚。
- ・調査した結果、令和 2 年にA氏から高額療養費の申請があった際、誤って別人の口座を登録していたことが判明。

2 原因

- ・一定期間内に受け付けた申請書をまとめて標準システムへ入力していたことから、同時期に申請のあった別人の口座を誤って登録したことが考えられます。

3 留意事項

（1）口座登録対象者の確認徹底

口座登録の最中に問い合わせ等を受けたとき、処理中の標準システム画面を切り替え、対応後に画面を切り替えず別人の口座を登録してしまうことが懸念されます。システム入力時及び完了時に口座登録対象者の氏名等の確認を徹底するようお願いします。また、申請書の管理（紛失防止等）に留意ください。

（2）当広域連合への申請書送付

当広域連合へ送付する給付関係の申請書は、原則全ての申請書となります。送付する申請書一式をご確認の上、漏れのないよう送付ください。

沖縄県後期高齢者医療広域連合
事業課 保険給付 2 グループ 豊里
電 話 番 号：0 9 8 - 9 6 3 - 8 0 1 3

1. 現状

最近、以下の内容で、当広域連合への問い合わせが増えています。

[内容]

～受付簿に高額療養費を受付した人が載っていない～

[原因]

毎月1～5日の間で市町村にて受付したものは、計算処理日(5営業日)の関係で、翌月の支給に回ってしまうため(本来であれば翌々月の支給)、広域側で市町村での受付を解除した後、再受付するという作業を行っています。

その結果、標準システムにおいて広域連合が最終更新者として上書きされるため、市町村の受付簿に対象者が掲載されないという現象が起きてしまいます。

[起こり得る弊害]

申請書類の到着が、振込後になるため、当広域連合にて不備等のチェックができない状況に陥ってしまいます。

⇒支給後に不備が発覚した場合、返金等の煩雑な対応が生じてしまいます。

2. 市町村へのお願い（推奨）

⇒当広域連合にて手順を踏まえて二次点検を遂行するために、令和6年1月からは計算処理日（5営業日）以降での入力をお願いします。

※対応が難しいという市町村もあると思います。その場合は、委任状や約定書等がきちんと添付されているかの事前チェックを今一度ご確認くださいと幸いです。

《イメージ図》

【①通常の受付分】

4月	5月	6月
↑ 4 / 3 0 申請受付	↑ 5 / 8 高額継続支給 6 / 6 支給分発生 （高額継続支給計算処理 申請書提出	↑ 5 / 3 0 申請書データ作成 （支給データ作成 申請書チェック 高額支給

【②月始め1日～計算処理日までに口座登録をして継続支給が発生する場合】

4月	5月	6月	7月
↑ 5 / 1 申請受付 口座登録	↑ 5 / 8 高額継続支給 6 / 6 支給分発生 ※通常は7 / 6 支給 （高額継続支給計算処理	↑ 6 / 6 高額支給 継続支給のみ 申請書提出	↑ 6 / 3 0 申請書データ作成 （支給データ作成 申請書チェック 高額支給 5 / 1 受付分